



遺族基礎年金

国民年金は、65歳から「老齢基礎年金」が支給されますが、そのほかに、一家の働き手が亡くなったときなどに、「遺族基礎年金」などが支給される場合があります。あなたやあなたの家族の暮らしを守ってくれます。(厚生年金加入者の方にも支給されます。)

ただし、遺族基礎年金を受給するためには、下記のような受給要件があります。

遺族基礎年金は、国民年金に加入中の方や60歳以上65歳未満で日本に住んでいる方、もしくは年金受給者が亡くなったときに、亡くなった方に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。

年金額は、下表のとおりです。

◆子の加算額

また、遺族基礎年金にも子の加算額があって、生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子、

または20歳未満で1級・2級の障がいのある子がいる場合は加算されます。

平成24年度国民年金遺族基礎年金	
子のある妻	年額 786,500円
子	年額 786,500円
子の加算額 (子1人につき)	(2人まで) 226,300円
	(3人目から) 75,400円

◆受給のための要件

国民年金加入中の方が亡くなった場合に、遺族基礎年金を受けるためには、死亡日の属する月の前々月までの「国民年金に加入しなければならぬ期間」のうち、①保険料を納めた期間、または②保険料を免除された期間が3分の2以上であるという「保険料の納付要件(3分の2要件)」を満たす必要があります。

また、「3分の2要件」を満たせなくても、平成28年3月までに65歳未満で亡くなった場合は、死亡日の属する月の前々月までの1年間のすべての期間が①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であればよいことになっています。

なお、遺族基礎年金は、老齢基礎年金を受けている方、または老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方が亡くなったときにも支給されますが、このときは前記の保険料納付要件を満たす必要はありません。

※「国民年金に加入しなければならぬ期間」は、原則として20歳から60歳になるまでの期間ですが、海外に在住している期間や、厚生年金などから老齢年金を受けている期間は除かれます。

ご自身が、保険料納付要件を満たしているかどうかご心配な方や、国民年金の詳細をお知りになりたい方は、役場国民年金担当窓口または年金事務所にお問い合わせください。

○お問い合わせ

黒潮町役場

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800 (直通)

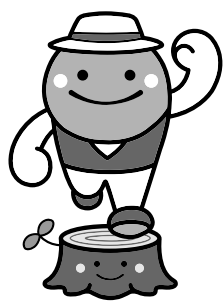
佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701 (直通)

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-1616



第26回全国健康福祉祭こうち大会

ねんりんピック よさこい高知 2013

●●●● 長寿の輪 龍馬の里で ゆめ交流 ●●●●

平成25年10月26日[土]~29日[火]

黒潮町ではパークゴルフ交流大会を開催します